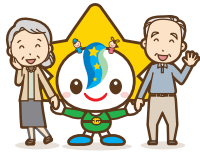


高齢者の在宅生活を支えます

市では、高齢者の皆さんの在宅生活を支援するため、次のようなサービスを行っています。



緊急通報装置の貸与 (あんしん電話事業)

市内在住の単身高齢者、高齢者世帯、日中または夜間独居の方に、緊急時に外部と連絡を取るための緊急通報装置とペンダントを貸し出します。ボタンを押すとコールセンターにつながり、緊急時には救急車の要請や、事前登録した協力員への連絡を行います。
※緊急通報装置は、固定電話とつないで使うため、固定電話と電話回線が必要です。
※市民税の課税状況に応じて、自己負担が発生する場合があります。



福祉電話の貸与

市内在住、所得税非課税の単身高齢者で、固定電話・携帯電話がなく、近隣に扶養義務者等がない方に対し、固定電話を貸し出します。
※基本料金や1カ月30度数分までの通話料は無料、それ以外は自己負担あり



家族介護用品支給事業

要介護4・5の方を同居で介護する家族が、紙おむつ等を負担なしで購入できません（購入できる金額に上限あり）。



- ※要事前申請
- ※市民税非課税世帯が対象
- ※同居の介護者がいない場合や、本人が入院中・施設入所中の場合は対象外
- ※社会福祉協議会で行っている紙おむつの支給と、この事業は併用不可

家族介護慰労金の支給

介護保険制度において要介護4・5と認定された方が、在宅でかつ過去1年間介護保険サービスを利用していない場合、その方を同居で介護する家族に慰労金を支給します。



- ※市民税非課税世帯が対象

「すぐに役立つ在宅介護 ハンドブック」の配布

適切な介助の方法やポイントをまとめたハンドブックです。
地域包括支援室、各地域包括支援センターで配布していますので、在宅介護の一助としてご活用ください。



「救急医療情報用紙」をご活用ください

市では、緊急時に備えるため、かかりつけ医療機関や緊急連絡先などを事前に記入できる「救急医療情報用紙」を配布しています。

この用紙は、冷蔵庫の扉などに貼り付けておき、救急搬送の際に救急隊員が体の状況などを把握し、搬送先の病院の決定や適切な処置を行うためのものですので、ぜひご活用ください。

◆配布場所

- 高齢者支援課、本納支所、
- 各地域包括支援センター、各公民館、
- 総合市民センター、各福祉センター、
- 東部台文化会館
- ※高齢者支援課ウェブページからも入手可



年 月 日 作成

救急医療情報用紙

ふりがな				血液型
本人氏名				()型、Rh()・不明
生年月日	西・大・給・期	年 月 日	性別	男・女
住所	茂原市	電話		

生活保護世帯である（該当する場合は口欄にチェック）

【医療情報】

かかりつけ医療機関				
かかっている病状				
アレルギーの有無	有・無	アレルギーの内容		

【緊急連絡先】

氏名			
続柄			
住所			
電話			

※資格証明書・診察券の写し、現在使用している薬が分かるもの、本人の写真をご用意ください。

【救急隊員への伝言・その他】

私は、上記の情報を、救急隊や医療機関等に緊急時に活用することに同意します。